

非常変災時における臨時休業措置等の判断基準

1 高槻市に「暴風（暴風雪）警報」「大雨（大雪）警報」「洪水警報」のいずれかが発表された場合

	警 報	対 応	備 考
登校前	午前7時現在、いずれかの警報が発表されている場合	自宅待機	給食は中止
	午前9時までに全ての警報が解除された場合	登 校（午前中授業） 学童保育室は開室（弁当持参）	
	午前9時現在、いずれかの警報が発表されている場合	臨時休業 学童保育室は休室	
登校後	いずれかの警報が発表された場合	【暴風（暴風雪）警報】 【大雨（大雪）、洪水警報】 ◆学校で待機し、保護者への引き渡し下校とします。状況によっては集団下校（学年毎）を行う場合もあります。 ※ <u>下校時刻や下校方法は、状況によって判断します</u> 学童保育室は休室	給食の有無は、状況によって判断します。

- 大型の台風接近時など、警報の発表が明らかに予想される場合は、市教委の指示により、前日までに臨時休業を決定する場合があります。
- 上記以外にも、地域の特性により、学校長の判断で臨時休業とする場合があります。

2 高槻市に「特別警報」が発表された場合

	警 報	対 応	備 考
当日	「特別警報」が発表された場合	臨時休業 学童保育室は休室	給食は中止

- 避難指示等に従い避難場所へ避難するか、外出することが危険な場合は家の中で安全な場所にとどまるなど、直ちに命を守る行動をとるようにしてください。
- 翌日の措置については、学校施設や通学路の状況により判断します。

3 高槻市に震度5弱以上の地震が発生した場合

	地 震	対 応	備 考
当日	震度5弱以上の地震が発生した場合	臨時休業 学童保育室は休室	給食は中止

- 登下校中に震度5弱以上の地震が発生した場合について、揺れが収まった後、学校か自宅の近いほうに避難するよう児童生徒に指導しています。
- 登校後に震度5弱以上の地震が発生した場合は、保護者への引き渡し下校を行います。
- 震度4以下の場合は原則通常どおりとしますが、被害状況により臨時休業とする場合があります。
- 翌日の措置については、学校施設や通学路の状況により判断します。

上記の基準に関わらず、児童生徒を登校させるのが危険であると保護者が判断する場合は、状況が落ち着き、安全を確認してから登校させてください。この場合は、その旨を学校へお知らせください。